那霸市公報

第1483号

毎月2回 1,15日発行 発 行 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市総務部総務課

#金代行業務委託について(労働農水課) 520 公 告 那覇市営住宅活用用地活用事業者募集について(建設企画課) 521 上下水道局告示 公共下水道の供用開始について 522 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について 529 那覇市排水設備指定工事店の異動について 529 那覇市排水設備指定工事店の取消しについて 530 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について 530 教育委員会告示 那覇市文化財の指定等に関する基準 532

那覇市公報第 1479 号の正誤・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 540

誤

正

告示

那覇市告示第51号 平成20年6月10日 掲 示 済

集金代行業務委託について

次のとおり委託したので、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 件 名 那覇市公設市場使用料等集金代行業務委託

2 委託期間 自 平成20年4月1日

至 平成21年3月31日

3 相手方 那覇市西 1 丁目19番 7 号

株式会社沖縄債権回収サービス 代表取締役社長 平良 孝夫

公 告

那覇市公告第37号 平成20年7月1日

那覇市営住宅活用用地活用事業者募集について

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市では、「那覇市営住宅活用用地活用事業者募集」を行います。

1 事業者募集の趣旨

本市では、市営住宅の建替事業で創出する活用用地(余剰地)を民間事業者の活力の導入による地域住民の利便性の向上、地域活性化及び周辺地域と調和した良好なまちづくりの推進を目的に売却することとしました。

本事業者募集における買受事業者は、同用地の活用事業計画の内容と買受希望価格の両面から審査・評価した上で、優先交渉権者(事業予定者)として選定し、本市議会の議決を得て決定するものです。

事業者の皆様には、本事業者募集の趣旨をご理解いただき、当該活用用地の利活用に相応しい企画提案をお願いいたします。

なお、本事業者募集の詳細については、「那覇市営住宅活用用地事業者募集要項 久場川」をご参照ください。

2 対象となる土地

(1) 久場川市営住宅活用用地 那覇市首里久場川町二丁目96番18 公簿面積 4,799.16㎡

3 募集要項の配布

本市ホームページからダウンロードしてください。 http://www.city.naha.okinawa.jp/

4 応募書類等の受付

平成20年9月16日(火)~9月19日(金)

5 応募書類等の受付窓口(事務局)

建設管理部 建設企画課 (那覇市役所 銘苅庁舎4階)

TEL(098)951-3235

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第9号 平成20年6月10日 掲 示 済

公共下水道の供用開始について

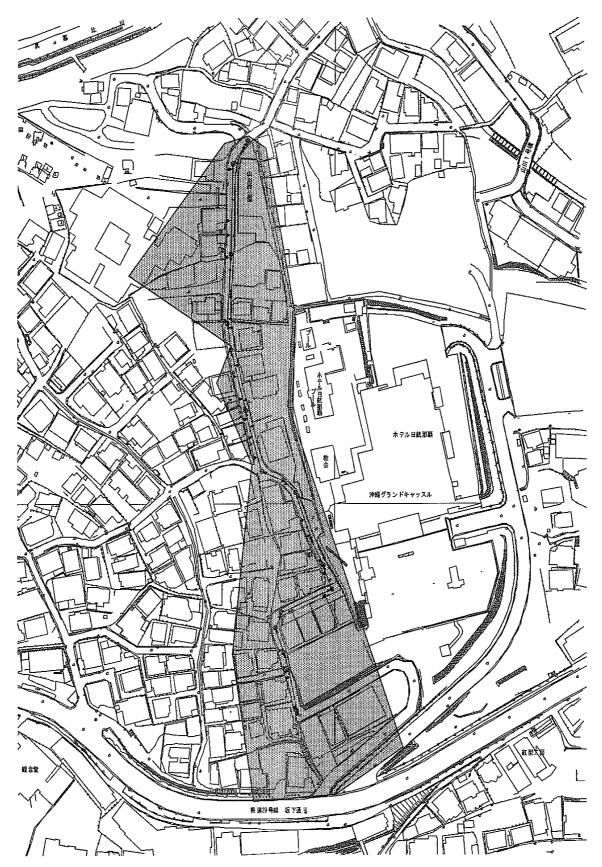
下水道法第9条第1項及び同条第2項の規定により公共下水道61次(兩水・汚水)の供用及び処理開始を次のとおり公示する。

那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 松 本 親

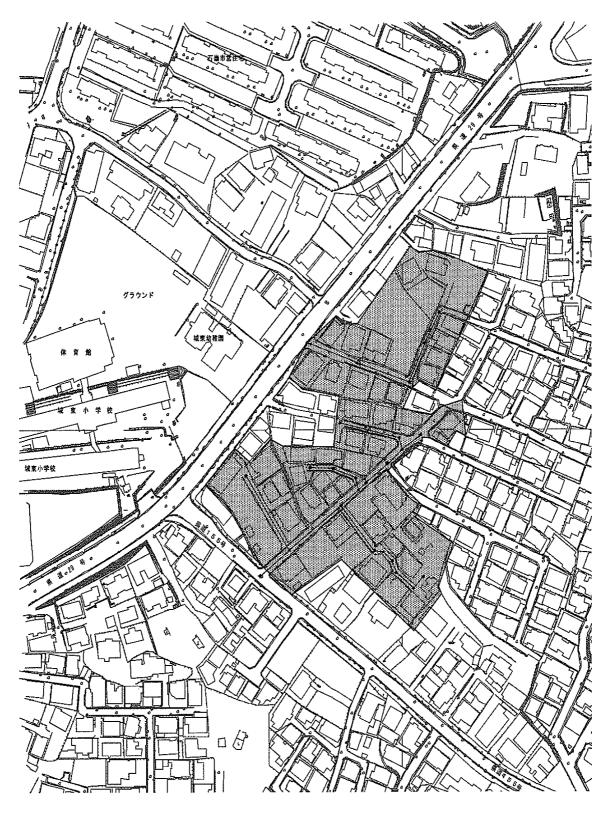
- 1 使用及び処理開始年月日 平成20年6月10日
- 2 使用及び処理開始区域 汚水

首里山川町1丁目・3丁目の一部、首里石嶺町2丁目の一部、識名1丁目、 繁多川5丁目の一部、字小禄の一部、字古島の一部、松島1丁目の一部、字真 嘉比の一部

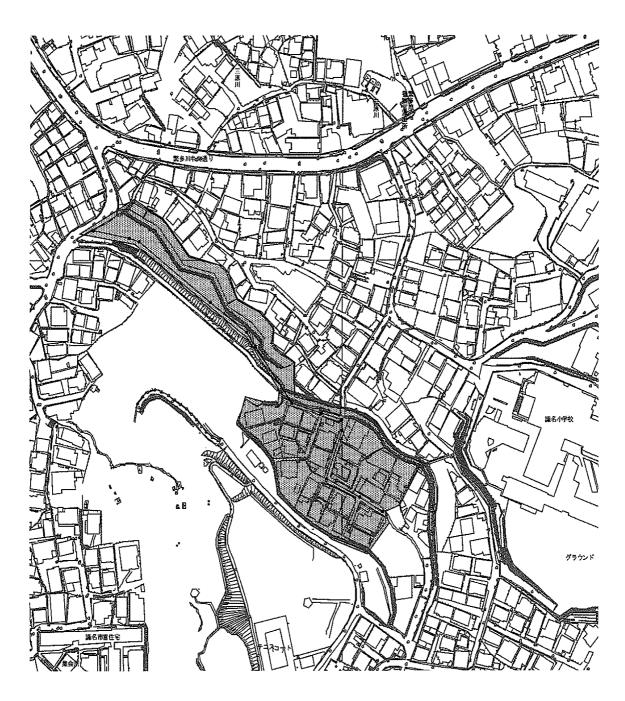
- 3 供用及び処理開始する排水施設の位置 別紙図示のとおり
- 4 供用及び処理開始する排水施設の分流式又は合流式の別 分流式
- 5 図面を縦覧に供する場所及び期間 那覇市上下水道局 下水道課 平成20年6月10日から2週間
- 6 終末処理場の位置 那覇浄化センター 那覇市西3丁目10番1号



第61次公共下水道(汚水)供用開始区域図 首里山川1、3丁目地内



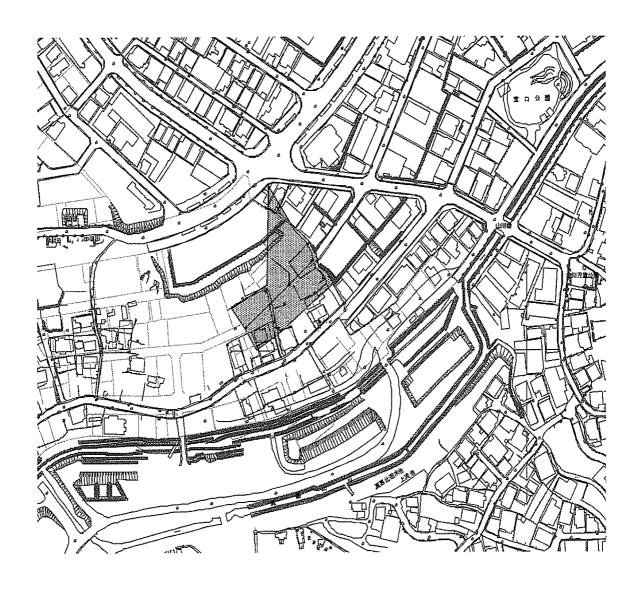
第61次公共下水道(汚水)供用開始区域図 首里石嶺町2丁目地内



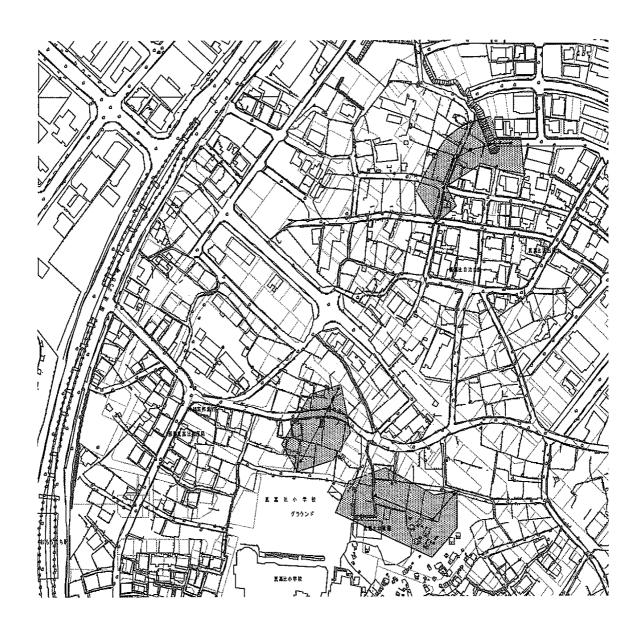
第61次公共下水道(汚水)供用開始区域図 識名1丁目、繁多川5丁目地内



第61次公共下水道(汚水)供用開始区域図 字小禄地内



第61次公共下水道(汚水)供用開始区域図字古島、松島1丁目地内



第61次公共下水道(汚水)供用開始区域図 字真嘉比地内

那覇市上下水道局告示第10号 平成20年6月17日 掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 松 本 親

新規指定

指定(登録)番号 第 416 号

指定工事店名 株式会社 鏡 原 組 営業所所在地 那覇市鏡原町 2 7 番 1 号

代表者名 新里 英正

有効期間 自 平成20年6月12日

至 平成25年3月31日

那覇市上下水道局告示第11号 平成20年6月17日 掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条第2項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 松 本 親

指定(登録)番号 第 218 号

指定工事店名 有限会社 インタ - 設備

営業所所在地 浦添市宮城4丁目12番16号

代表者名 城間 英雄

那 覇 市 公 報 第1483号 2008(平成20)年7月1日

指定の有効期間 平成17年4月1日

平成22年3月31日

異動年月日 平成20年4月1日

異動事由 代表者の変更

那覇市上下水道局告示第12号 平成20年6月17日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第 1 6 条第 3 項の規定に基づき、別紙指定工事店を取消すので 告示する。

> 那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 松 本 親

指定(登録)番号 第 303 号

指定工事店名 株式会社 琉球冷機

営業所所在地 那覇市字銘苅293番地1

代表者名 仲村とも子

取消し日 平成20年6月4日

取消し理由営業廃止の為

平成 2 0 年 6 月 1 8 日 掲 示 済

那覇市上下水道局告示第13号

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条2項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事	業者	事業所の所在地	代表者
226	株式会社	琉球冷機	那覇市 銘苅 293-1	仲村 とも子

教育委員会告示

那覇市教育委員会告示第8号 平成20年6月11日 掲 示 済

那覇市文化財の指定等に関する基準の告示について

那覇市文化財の指定等に関する基準を別紙のとおり告示する

那覇市教育委員会 委員長 西 原 篤 一

那覇市文化財の指定等に関する基準

那覇市文化財の指定、認定又は選択基準(昭和49年那覇市教育委員会告示第7号) の全部を改正する。

那覇市文化財保護条例(昭和48年那覇市条例第24号)第5条、第20条、第25条の2、第26条、第30条、第31条及び第35条の2の規定に基づき、那覇市教育委員会が行う文化財の指定、認定、選定及び選択は、この那覇市文化財の指定等に関する基準により行う。

第1 市指定有形文化財

- 1 絵画、彫刻の部
 - (1) 各時代の遺品のうち製作優秀で那覇市の文化史上貴重なもの
 - (2) 那覇市の絵画史上又は、彫刻史上特に意義のある資料となるもの
 - (3) 題材、品質、形状、技法等の点で顕著な特異性を示すもの
 - (4) 特殊な作者又は地方様式等を代表する顕著なもの
 - (5) 渡来品で那覇市の文化にとって特に意義のあるもの
- 2 工芸品の部
 - (1) 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
 - (2) 那覇市の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
 - (3) 形態、品質、技法、用途等が特異で意義の深いもの
 - (4) 渡来品で那覇市の工芸史上意義深く、密接な関連を有するもの
- 3 書跡、典籍の部
 - (1) 書跡類は、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、那覇市の書道史上優秀な もの又は文化史上貴重なもの
 - (2) 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、著述稿本、聖教等の原本又は優秀な古 写本で那覇市の文化史上貴重なもの
 - (3) 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で那覇市の文化史上貴重なもの
 - (4) 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
 - (5) 渡来品で那覇市の文化にとって特に意義のあるもの

4 古文書の部

- (1) 古文書類は、那覇市の歴史上重要と認められるもの
- (2) 日記、記録類(絵図、系図・家譜等を含む。)等は、その原本又はこれに準ず る写本で那覇市の文化史上貴重なもの
- (3) 木簡、印章、金石文等は、学術的価値の高いもの
- (4) 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的 価値の高いもの
- (5) 渡来品で那覇市の歴史上特に意義のあるもの

5 考古資料の部

- (1) 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他先史時代の遺物で学術的価値の特に 高いもの
- (2) グスク、寺院跡、経塚、墓等の出土品その他王府時代以後の遺物で学術的価 値の特に高いもの
- (3) 渡来品で那覇市の歴史上意義が深く、かつ、代表的なもの

6 歴史資料の部

- (1) 政治、経済、社会、文化、科学技術等那覇市の歴史上の各分野における重要 な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- (2) 那覇市の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- (3) 那覇市の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で、歴史的又は系統的にま とまって伝存し、学術的価値の高いもの
- (4) 渡来品で那覇市の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

7 建造物の部

建築物(社寺、城郭、住宅、公共施設等)、土木構造物(橋梁、石塔、墓等)の うち次のアからオまでのいずれかに該当し、かつ、各時代又は類型の典型となる もの

- ア 意匠的に優秀なもの
- イ 技術的に優秀なもの
- ウ 歴史的価値の高いもの
- エ 学術的価値の高いもの
- オ 地方的特色において顕著なもの

第2 市指定無形文化財

1 芸能の部

- (1) 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 芸術上特に価値の高いもの
 - イ 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
- (2) 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの
- 2 工芸技術の部

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のアからウまでのいずれか に該当するもの

- ア 芸術上特に価値の高いもの
- イ 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- ウ 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地域的特色が 顕著なもの

第3 市指定無形文化財の保持者及び保持団体の認定

1 芸能の部

- (1) 保持者は、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 市指定無形文化財に指定される芸能又はその技法(以下「芸能又は技法」という。) を高度に体現できる者
 - イ 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
 - ウ 2人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員
- (2) 保持団体は、芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は 技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっ ている団体
- 2 工芸技術の部
 - (1) 保持者
 - ア 市指定無形文化財に指定される工芸技術(以下「工芸技術」という。)を高 度に体得している者
 - イ 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者

ウ 2人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合に おいて、これらの者が構成している団体の構成員

(2) 保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

第4 市指定有形民俗文化財

- 1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において市民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - ア 衣食住に用いられるもの

例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等

イ 生産、生業に用いられるもの

例えば、農具、漁猟具、工匠用具、紡績用具、作業場、穀物倉等

ウ 交通、運輸、通信に用いられるもの

例えば、運搬具、舟車、番所等

エ 交易に用いられるもの

例えば、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等

オ 社会生活に用いられるもの

例えば、贈答用具、警防用具、刑罰用具等

カ 信仰に用いられるもの

例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、社祠、 殿、御嶽等 キ 民俗知識に関して用いられるもの

例えば、暦類、ト占用具、医療具、教育施設等

ク 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの

例えば、衣装、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等

ケー人の一生に関して用いられるもの

例えば、産育用具、冠婚葬祭用具等

コ 年中行事に用いられるもの

例えば、正月用具、節供用具、盆用具等

2 1のアからコまでに掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次のア からカまでのいずれかに該当し、特に重要なもの

- ア 歴史的変遷を示すもの
- イ 時代的特色を示すもの
- ウ 地域的特色を示すもの
- エ 技術的特色を示すもの
- オ 生活階層の特色を示すもの
- カ 職能の様相を示すもの
- 3 日本国民以外の人々に係る1又は2に規定する有形の民俗文化財又はその収集で、 市民の生活文化との関連上特に重要なもの

第5 市指定無形民俗文化財

- 1 風俗習慣のうち次のア又はイのいずれかに該当し、特に重要なもの
 - ア 由来、内容等において那覇市民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - イ 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- 2 民俗芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当し、重要なもの
 - ア 芸能の発生又は成立を示すもの
 - イ 芸能の変遷の過程を示すもの
 - ウ 地域的特色を示すもの

第6 市指定史跡名勝天然記念物

1 史跡の部

次に掲げるもののうち那覇市の歴史を正しく理解するために欠くことができず、 かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術的価値のあるもの

- ア 貝塚、集落跡、墓、グスクその他この類の遺跡
- イ グスク跡、王府機関跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- ウ 社寺の跡又は旧境内、御嶽その他祭祀信仰に関する遺跡
- エ 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- オ 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- カ 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- キ 墳墓並び碑
- ク 旧宅、園池、井泉、樹石その他特に由緒ある地域の類

ケ 外国及び外国人に関する遺跡

2 名勝の部

次に掲げるもののうち那覇市のすぐれた郷土美として欠くことのできないもの であって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的若しく は、学術的価値の高いもの、又は人文的なものにおいては、芸術的若しくは学術 的価値の高いもの

- ア 公園、庭園
- がよう 橋梁、築堤 イ
- ウ 花樹、花草、緑樹などの叢生する場所
- エ 鳥獣、魚虫などの生息する場所
- 才 岩石、洞穴
- カ峡谷、瀑布、渓流、深淵
- キ 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- ク砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- ケ温泉
- コ 丘陵、河川
- サ 展望地点

3 天然記念物の部

次に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で那覇市の自然を記念す るもの

(1) 動物

- ア 那覇市特有の動物で著名なもの及びその生息地
- イ 特有の産ではないが、那覇市著名の動物としてその保存を必要とするもの
- ウ 自然環境における固有の動物又は動物群及びその生息地
- エ 那覇市に特有な畜養動物
- オ 家畜以外の動物で海外から那覇市に移殖され、現在野生の状態にある著名 なもの及びその生息地
- カ特に貴重な動物の標本

(2) 植物

ア 代表的原始林、稀有の森林植物相

- イ 著しい植物分布の限界地
- ウ 代表的並木、社叢、御嶽植物群落
- 工 特殊岩石地植物群落
- オ 代表的原野、海岸、砂地の植物群落
- カ 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地
- キ 名木、巨樹、奇形木、栽培植物の原木
- ク 洞穴、池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生 物の生ずる地域
- ケ 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- コ 著しい栽培植物の自生地
- (3) 地質鉱物
 - ア 地震断層など地塊運動に関する現象
 - イ 地層の褶曲及び衝上
 - ウ 地層の整合及び不整合
 - 工 洞穴
 - オ 生物の働きによる地質現象
 - カ 温泉及びその沈殿物
 - キ 風化及び浸蝕に関する現象
 - ク 硫気孔及び火山活動によるもの
 - ケ 岩石、鉱物及び化石の産出状況
 - コ 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本
 - サ 岩石の組織
- (4) 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域(天然保護区域) 第7 市選定保存技術
- 1 有形文化財等の部
 - (1) 有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち修理、復旧、復元、模写、模造等に係るもの(以下「有形文化財の保存技術等」という。)で保存の措置を講ずる必要のあるもの
 - (2) 有形文化財の保存技術等の表現に欠くことのできない材料の生産、製造等又

は用具の製作、修理等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

2 無形文化財等の部

無形文化財又は無形の民俗文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能のうち芸能、芸能の技法、工芸技術、又は民俗芸能の表現に欠くことのできない用具の製作、修理等又は材料の生産、製造等の技術又は技能で保存の措置を講ずる必要のあるもの

第8 市選定保存技術の保持者及び保持団体の認定

1 保持者

市選定保存技術に選定される技術又は技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者

2 保持団体

市選定保存技術に選定される技術又は技能を保存することを主たる目的とする団体で当該技術又は技能の保存上適当と認められる事業を行うもの

第9 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択

1 芸能の部

音楽、舞踊、演劇その他の芸能及びこれらの芸能の成立、構成上重要な要素を なす技法のうち、那覇市の芸能の変遷の過程を知る上に貴重なもの

2 工芸技術の部

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの 第10 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準

- 1 風俗慣習のうち次のア又はイのいずれかに該当し、重要なもの
 - ア 由来、内容等において那覇市の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型 的なもの
 - イ 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- 2 民俗芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当し、重要なもの
 - ア 芸能の発生又は成立を示すもの
 - イ 芸能の変遷の過程を示すもの
 - ウ 地域的特色を示すもの
- 3 民俗技術のうち次のアからウまでのいずれかに該当し、特に重要なもの
 - ア 技術の発生又は成立を示すもの

- イ 技術の変遷の過程を示すもの
- ウ 地域的特色を示すもの
- 4 無形の民俗文化財のうち1から3までには該当しないが、市指定有形民俗文化財の 特質を理解するために必要なもの
- 5 日本国民以外の人々に係る1から4までに規定する無形の民俗文化財で市民の生活文化との関連上特に重要なもの

付 則

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

正誤

那覇市公報第 1479 号の正誤

2008 (平成 20)年5月1日付け那覇市公報第1479号の那覇市上下水道局規程第6号について、次のとおり訂正する。

280 ページ

[訂正前]

号	事項	専決区分				号	事項		専決	区分	
		部	副	課	係			部	副	課	1:
		長	部	長	長			長	部	長	
			長						長		
1	[略]					1	[略]				
\sim						\sim					
4						4					
6	工事、修繕	0	契	契		6	工事及び	0	契	契	
	及び委託		約	約			修繕 の検		約	約	
	業務 の検		が	が			査に関す		が	が	
	査に関す		副	課			ること。		副	課	
	ること。		部	長					部	長	
			長	専					長	専	
			専	決					専	決	
			決	の					決	0	
			の	ŧ					0	£	
			ŧ	0)					ŧ	の	
			の						の		
7	[略]					7	[略]				
\sim						\sim					
10						10					

[訂正後]

	事伍	· 古州 (大)				口.	事伍		古洲	ロハ	
号	事項	専決区分				号	事項	専決区分			
		部	副	課	係			部	副	課	[· [:
		長	部	長	長			長	部	長	1
			長						長		
1	[略]					1	[略]				
\sim						\sim					
4						4					
5	工事、修繕	0	契	契		5	工事及び	\circ	契	契	
	及び委託		約	約			<u>修繕</u> の検		約	約	
	業務 の検		が	が			査に関す		が	が	
	査に関す		副	課			ること。		副	課	
	ること。		部	長					部	長	
			長	専					長	専	
			専	決					専	決	
			決	の					決	0	
			の	ŧ					の	ŧ	
			ŧ	の					ŧ	の	
			の						の		
6	[略]					6	[略]				
\sim						~					
9						9					